

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>地方自治法に基づく第1号法定受託事務として、国民年金法に定められた事務を行う。本市在住の20歳以上60歳未満の国民年金の被保険者を対象として管理し、住民異動及び被用者年金各法の被保険者資格異動に伴う種別の変更、保険料の免除申請の受付、年金受給の裁定請求について相談・受付事務を行う。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1号被保険者の資格に関する届の受理、報告（資格得喪・種別の変更・氏名住所変更等） 2 任意加入被保険者の資格に関する届の受理、審査（取得・喪失・氏名住所変更） 3 第1号被保険者のみの期間を有する者の基礎年金裁定請求書の受理・審査 4 寡婦年金・死亡一時金の請求書の受理、審査 5 保険料免除に関する届出・申請の受理、審査
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民年金システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表の46, 116, 128, 135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保ねんきん課
②所属長の役職名	国保ねんきん課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市役所 健康福祉部国保ねんきん課年金係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4105 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市役所 健康福祉部国保ねんきん課年金係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4105
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 1,000人未満(任意実施)</div> <div style="text-align: right;">2) 1,000人以上1万人未満</div> <div style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align: right;">4) 10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align: right;">5) 30万人以上</div>
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 500人以上 2) 500人未満</div>
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 発生あり 2) 発生なし</div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・ 基本的に個人番号入力の作業はシステム連携によるが、例外的に個人番号を記入する必要がある場合は、複数人による確認作業を行っている。 	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	八代市が策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。また、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月25日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成29年4月30日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	しきい値判断結果「基礎」に変更
平成29年12月25日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	国保ねんきん課長 岩瀬 隆敏	国保ねんきん課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 変更
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成29年10月31日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成29年10月31日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の31、83、95 の項 ・別表第1主務省令 第59条	・番号法 第9条第1項 別表第1の31、83、95、 101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、 第59条、第68条の2、第74条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の31、83、95、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2、第74条	・番号法 第9条第1項 別表の46、116、128、135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2、第74条	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更による追加	事後	
令和8年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和7年1月31日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	